

(目的)

第1条 この規程は、県における小規模施設特定有線一般放送に関する届出書（添付書類を含む。以下「届出書等」という。）の事務処理手続を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この規程で使用する用語の意義は、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）、放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号。以下「規則」という。）及び行政手続法（平成5年法律第88号）で使用する用語の例による。

(管理簿の作成等)

第3条 小規模施設特定有線一般放送の業務を行う届出一般放送事業者（以下「小特放送事業者」という。）の管理を行うため、小規模施設特定有線一般放送事業者管理簿（以下「管理簿」という。）を作成する。

- 2 管理簿は電磁的方法により作成し、検索及び照合が容易となるように整理保管する。この場合、管理簿に加え、電磁的方法により提出された届出書等も検索及び照合が容易となるように整理保管する。
- 3 管理簿の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく管理簿の変更を行うこととする。
- 4 届出があった業務区域を適切に管理し、業務区域の現状把握に努めるものとする。

(形式審査等)

第4条 法の規定による届出があったときは、行政手続法の規定に基づき遅滞なく形式審査を開始するものとする。

- 2 前項に規定する形式審査は、届出書等の記載事項について次の各号に掲げる条件に適合するかどうかの審査を行うものとし、当該形式審査を行った結果、各条件に適合するものを受理するものとする。この場合において、電磁的方法による届出の提出を受けた場合にあっては、事前にコンピュータウイルスの点検を行うものとする。
 - (1) 代理人による届出又は報告の場合は、その代理は正当な手続によったものであるかどうか。
 - (2) 法令に様式の定めのある届出書等については、所定の様式に従っているかどうか。
 - (3) 必要な記載事項が漏れているもの、記載の不明なもの又はその内容が明らかに不合理なものがないかどうか。
 - (4) 添付書類は、付録第1号に掲げるものが提出されているかどうか、また、期限切れ等無効なものがないかどうか。
 - (5) 届出書の記載事項と添付書類との間に齟齬はないかどうか。
 - (6) 有線ラジオ放送については、一般放送の種類が的確に記載されているかどうか。
 - (7) 届出書等が変更に係るものである場合は、当該変更に伴う当該変更事項以外の事項について変更の届出を要するものがないかどうか。
 - (8) 小規模施設特定有線一般放送の要件に合致しているかどうか。

- 3 第1項に規定する形式審査を行った結果、不備等のある届出書等については、適宜の方法で届出者等に連絡をとり、補正を求めるものとする。

(届出事務の整理番号)

第5条 法第133条第1項の規定による届出を受理した場合の整理番号は、付録第2号に定める方法により付するものとする。

- 2 整理番号は、提出された届出書等の写しであることの証明（以下「写しの証明」という。）により、届出者に明示するものとする。

3 業務の廃止等により欠番となった整理番号は、補填しないものとする。

(写しの証明)

第6条 写しの証明は、当該届出書等を受理した後に、当該証明のために届出者等から提出され、又は必要に応じ職員が複写した届出書等の写しの1通のみに行うこととする。

2 前項の写しの証明は、届出書等の写しの余白に、赤色のスタンプインクを使用して付録第3号に定める証明印を押印するとともに、整理番号の記載を行うものとする。

3 前2項の規定による写しの証明について、紛失、汚損等のため、届出者等から再証明の申出があったときは、前2項に準じて処理するものとする。この場合において、届出者等は、再証明が必要となった理由を付して申出を行うものとする。

(業務の廃止等)

第7条 小特放送事業者について、法第135条第1項又は第2項の規定による届出を受理した場合は、管理簿に「本届出は、抹消」と記載するとともに、届出者等に対して、不要となる有線電気通信設備について速やかに撤去するよう通知するものとする。この場合において、抹消日は当該届出を受理した日とする。

(国との情報連携)

第8条 管轄する総合通信局等（総務省設置法（平成11年法律第91号）第24条に規定する総合通信局及び沖縄総合通信事務所をいう。以下同じ。）が小規模施設特定有線一般放送に係る事務に必要な限度で次に掲げる情報を利用する場合で当該利用に相当な理由があると認められるときは、当該総合通信局等に対して、第5条第1項の規定により付した整理番号と併せて当該情報を提供するものとする。この場合において、当該情報の提供は、国と取り交わした書面に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に従って行うものとする。

(1) 届出者の氏名及び電話番号等

(2) 設備の規模

(3) 主たる設備の設置場所等

2 国と取り交わした書面に基づき、県の所管に属する小特放送事業者の実態を明らかにするために必要な情報として、管轄する総合通信局等から整理番号と併せて前項各号に掲げる情報が提供されたときは、当該情報を個人情報保護法に従い適正に管理し、小規模施設特定有線一般放送に係る事務の円滑化に役立てるものとする。

3 小規模施設特定有線一般放送に係る事務を行うにあたり、特定の個人が識別できない状態で国と情報連携を行う場合は、国と取り交わした書面に基づき、香川県情報セキュリティポリシー等に従って情報を取り扱うものとする。

(立入検査等)

第9条 法の施行に必要な限度において、業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件の検査を行わせることができる。

2 立入検査をする職員は、規則別表第52の2号の様式による証明書を携帯するものとする。

(業務の停止命令等)

第10条 法第174条の規定により業務の停止を命ずる必要があると認められる場合は、様式第1号に様式第2号を添付して、配達証明郵便又は配達証明郵便に準ずる役務（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者において、当該信書便物（同条第3項に規定する信書便物をいう。）を配達し、又は交付した事実を証明する信書便の役務をいう。）により小特放送事業者に送付し、

又は手渡すものとする。

- 2 前項の規定により文書を手渡す場合は、業務の停止を命ぜられた者から当該文書を受領した旨の書面を徴し、これに署名又は押印をさせるものとする。
- 3 法第174条の規定による業務の停止は、その実効を確保する上で相当と認められる時期において行うものとし、その始期は第1項の規定により送付した文書が確実に業務の停止を命ぜられた者に到達すると認められる日又は同項の規定により文書を手渡した日の翌日以降とするものとする。
- 4 法第174条の規定により業務の停止を命じたときは、その遵守状況について必要な監視を行うものとする。

(資料の提出要求)

第11条 法第175条に基づく資料の提出については、適宜の様式で行うものとする。

附 則 (平成28年3月1日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

付録第1号(第4条関係)

申請等提出書類一覧

事 由		提 出 書 類
小規模施設特定有線一般放送業務開始届	小規模施設特定有線一般放送の業務を行おうとするとき 【法第133条第1項、規則第141条・第143条】	小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書(規則別表第四十の二号)【正・副2部(添付書類は1部のみ)】(様式の表の部分のみ電磁媒体での提出が可能) 以下の書類等を含む。 ・ 届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為・届出者が法人以外の団体である場合には、団体の規約 ・ 再放送の同意に係る事項 ・ 業務区域を記載した地図 ・ 道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写し
小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書記載事項変更届	届出した小規模施設特定有線一般放送業務開始届に記載した事項を変更しようとするとき 【法第133条第2項、規則第144条】	小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書記載事項変更届(規則別表第四十一の二号)【正・副2部(添付書類は1部のみ)】(様式の表の部分のみ電磁媒体での提出が可能) 以下の書類等を含む。 ・ 届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為・届出者が法人以外の団体である場合には、団体の規約 ・ 再放送の同意に係る事項 ・ 業務区域を記載した地図 ・ 道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写し ※当該変更により、届出時に提出した書類に変更が生じる場合、新たに許可等が必要となる場合に限る。
小規模施設特定有線一般放送業務承継届	小規模施設特定有線一般放送事業者の地位を承継したとき 【法第134条第2項、規則第145条】	小規模施設特定有線一般放送業務承継届出書(規則別表第四十二の二号)【正・副2部(添付書類は1部のみ)】(様式の表の部分のみ電磁媒体での提出が可能) ・ 承継者が一般放送事業者以外の法人であるときは定款又は寄附行為及び業務執行する役員の氏名を記載した書面、一般放送事業者以外の団体であるときはこれに準じる書面及び業務を執行する役員の氏名を記載した書面 ・ 承継に伴い、新たに道路の占用の許可その他法令に基づく処分等を必要とする場合には、当該承継に係る部分の当該処分等の事実を証する書面
小規模施設特定有線一般放送の業務の廃止届出書	小規模施設特定有線一般放送の業務を廃止したとき 【法第135条第1項、規則第146条第1項】	小規模施設特定有線一般放送の業務の廃止届出書(規則別表第四十三の二号)【1部のみ】(様式の表の部分のみ電磁媒体での提出が可能)
小規模施設特定有線一般放送事業者たる法人の解散届出書	小規模施設特定有線一般放送事業者たる法人が解散したとき 【法第135条第2項、規則第146条第2項】	小規模施設特定有線一般放送事業者たる法人の解散届出書(規則別表第四十四の二号)【1部のみ】(様式の表の部分のみ電磁媒体での提出が可能)

付録第2号（第5条関係）

届出事務に係る小規模施設特定有線一般放送事業者の整理番号の付与の方法

小規模施設特定有線一般放送事業者の整理番号は、香川県の記号「KA」の次に、受理した順に従って「0001」から始まる数字を付すものとする。なお、総合通信局等から移譲された小規模施設特定有線一般放送事業者の整理番号は、この規程の施行の日以後においても総合通信局等で付番された整理番号を使用するものとする。

証明印のひな形



直径30ミリメートル

様式第1号（第10条関係）

長

辺

（注1）

○ ○第 号
平成 年 月 日

（注2）

（対象者名 注3） 様

香川県知事

印

（注4）

小規模施設特定有線一般放送の業務の停止命令について

放送法第174条の規定に基づき、次の理由により、 年 月 日から
日間、下記の業務区域における有線一般放送の業務の停止を命ずる。

記

1. 業務区域

2. 理由

短 辺

（日本工業規格A列4番）

注1 決裁番号を記入すること。

注2 本件命令に係る決裁が終了した日付を記入すること。

注3 氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）を記載すること。

注4 知事の印を押印してあるものを使用すること。

様式第2号（第10条関係）

教 示 書

行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）
第82条の規定により、次のことを教示します。

この処分について不服があるときは、香川県知事に対し、処分のあったことを知った日の翌日から起算して
3月以内に審査請求をすることができます。

なお、この処分については、放送法（昭和25年法律第132号）第180条において準用する電波法（昭和
25年法律第131号）第96条の2の規定により、審査請求に対する裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起
することができます。

短 辺 （日本工業規格A列4番）